

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

岐阜市長 柴橋正直

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	比 率	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	2.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担すべき実質的な負債がない場合は「—」を記載している。
- 2 「早期健全化基準」、「財政再生基準」とは、各比率がこの比率を超えた場合、それぞれ「財政の早期健全化のための計画」、「財政の再生のための計画」を定めなければならない基準である。

資金不足比率

(単位：％)

会 計 の 名 称	比 率	経営健全化 基 準
病 院 事 業 会 計	—	20.0
中央卸売市場事業会計	—	
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	
食肉地方卸売市場事業特別会計	—	
観 光 事 業 特 別 会 計	—	

備考

- 1 資金不足が生じていない場合は「—」を記載している。
- 2 「経営健全化基準」とは、資金不足比率がこの比率を超えた場合、「経営の健全化のための計画」を定めなければならない基準である。